

# 新・さっぽろ子ども未来プラン

## 平成 30 年度実施状況報告書

### <実施状況総括>



子どもの権利条例施行10周年

令和元年(2019年) 8月  
札幌市

## 1 はじめに

新・さっぽろ子ども未来プランは、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく「子どもの権利に関する推進計画」及び子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含した計画として、平成27年（2015年）3月に策定しました。

同プランでは、第6章「計画の推進体制」において、本計画の実施状況について、毎年、公募による市民や有識者などからなる市の附属機関の「札幌市子ども・子育て会議」及び「札幌市子どもの権利委員会」に報告し、点検・評価を受け、次年度以降の施策の改善につなげるとともに、計画の点検・評価や見直し状況を公表しています。

## 2 新・さっぽろ子ども未来プランの概要

### (1) 計画期間

平成27年度（2015年度）～平成31年度（2019年度）

### (2) 施策体系

#### 施策体系



### 3 点検・評価の方法

#### (1) 自己評価の実施

- ・プランに掲載する基本施策を実施する札幌市各部において、平成 30 年度の取組状況及び数値目標の達成状況等を点検します。なお、数値目標は、施策体系に応じた計画全体の 2 つの数値目標と、基本目標ごとに設定した数値目標の達成状況を併せて掲載しています。
- ・庁内の会議体である「札幌市子どもの権利総合推進本部」に実施状況を報告し、点検・評価を行います。(令和元年(2019年)6月13日～19日に実施。)

#### (2) 市の附属機関による点検・評価の実施

- ・プランの第 4 章「基本目標 1：子どもの権利を大切にす環境の充実」部分は、「子どもの権利に関する推進計画」と位置付けられており、別途報告資料を作成のうえ、「札幌市子どもの権利委員会」に報告し、点検・評価を受けます。(令和元年6月12日に開催。)
- ・プラン全体の進行管理については、「札幌市子ども・子育て会議」に報告し、点検・評価を受けます。(令和元年7月9日に開催。)

### 4 今後の施策展開について

平成 30 年度(2018 年度)は、計画期間の 4 年目であり中間の折り返しを経過した時点にあることから、自己評価や附属機関による点検・評価の内容について、「次期新・さっぽろ子ども未来プラン」(計画期間：令和 2 年度(2020 年度)～同 6 年度(2024 年度))に反映させていきます。

### 5 参考(数値目標における統計調査の概要)

| 統計調査名称                          | 概要   |
|---------------------------------|--|
| 札幌市指標達成度調査<br>【札幌市総務局実施】        | <ul style="list-style-type: none"><li>・札幌市各事業に対する市民意識を採取し、当該事業の効果及び成果を効率的に把握し、市民に分かりやすい評価の資料とするもの。平成 23 年度から毎年 1 回実施。</li><li>・住民基本台帳から札幌市に住む満 18 歳以上の男女個人 4,000 人を無作為抽出し、郵送方式で調査。</li><li>・平成 30 年度調査の回収率は 1,447 件(36.2%)。</li></ul>  |
| 子どもに関する実態・意識調査<br>【札幌市子ども未来局実施】 | <ul style="list-style-type: none"><li>・子どもに関する大人の意識や子どもの状況を把握し、計画の検証や施策検討の基礎調査とするために実施するもの。これまでに 3 度(平成 21 年度、同 25 年度、同 30 年度)実施。</li><li>・住民基本台帳から札幌市に住む 19 歳以上の大人 5,000 人、10～18 歳の子ども 5,000 人を無作為抽出し、郵送方式で調査。</li><li>・平成 30 年度調査の回収率は、大人 1,589 件(31.8%)、子ども 1,662 件(33.2%)。</li></ul> <p>※数値目標によっては、指標達成度調査と子どもに関する実態・意識調査の両方の調査を実施している項目があるが、本資料では、特に記載がない限り、子どもに関する実態・意識調査の結果を採用している。</p> |

## 6 計画全体の数値目標の達成状況

札幌市の子どもや子育て家庭を取り巻く現状を表す指標として、2つの数値目標を設定しています。

### 【全体の成果指標】

| 指標 |                       | 当初値            | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | 対前年増減 | 目標値            |
|----|-----------------------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------------|
| 1  | 自分のことが好きだと思う子どもの割合※   | 65.4%<br>(H25) | 63.1% | 63.1% | 64.6% | 67.6% | 67.4% | -0.2  | 75.0%<br>(H31) |
| 2  | 子どもを生き育てやすい環境だと思う人の割合 | 60.7%<br>(H25) | 59.8% | 55.9% | 56.1% | 54.4% | 50.9% | -3.5  | 75.0%<br>(H31) |

(出典) No.1：札幌市子どもに関する実態意識調査 (N=1,662)

※上記のうち H25,H30 が上記実態意識調査、それ以外は、子ども未来局が実施した事業参加者等へのアンケート調査結果に基づく。

No.2：札幌市指標達成度調査 (N=1,447)

- ・「自分のことが好きだと思う子どもの割合（自己肯定感）」は、この5年間で当初値に比べ2.0ポイント上昇という結果になった。自己肯定感には、子ども自身の様々な意欲や達成経験、周囲への信頼感も関連すると考えられ、子どもの権利に関する普及・啓発のほか、子どもの主体的な学びや参加、相談支援など様々な子ども・子育て関連施策の効果と考えることもできるが、引き続き子どもの権利理念を踏まえた各種施策を着実に推進する必要がある。
- ・「子どもを生き育てやすい環境だと思う人の割合」は、この5年間で当初値に比べ約10ポイント低下し、目標値からの乖離は増加傾向になった。
- ・この間、全国的に子育てに関する問題意識が高まったことや、就労する女性が大幅に増加したことに伴う保育需要の高まりにより、仕事との両立に不安を抱える保護者や、希望する保育サービスを利用できない方がいることなど、様々な要因が複雑に関連しているものと考えられる。
- ・市では、上記の計画全体の数値目標の達成状況を受け止め、計画期間の残り1年について、着実に事業の進捗を図るとともに、次期新・さっぽろ子ども未来プランにおいて、これらの数値目標の上昇を目指し、市民ニーズを反映した施策や事業の充実を図っていきたい。

## 7 基本目標ごとの実施状況の評価

### 基本目標 1 子どもの権利を大切にす環境の充実

#### ① 基本施策の構成とプランの掲載内容

| 基本施策                                   | 施策の主な内容   |
|--|---|
| <b>基本施策 1</b><br>子どもの権利を大切に<br>する意識の向上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利に関する理解の促進</li> <li>・市民参加による広報・普及活動の充実</li> <li>・子どもの権利に関する学びの支援</li> <li>・子どもの権利を生かした学校教育の推進</li> </ul>   |
| <b>基本施策 2</b><br>子どもの意見表明・参<br>加の促進    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの意見表明に関する広報・啓発</li> <li>・市政における子どもの参加の推進</li> <li>・施設の運営や学校の教育活動への子どもの参加の促進</li> <li>・地域における子どもの参加の支援</li> <li>・札幌の課題や特色を踏まえた学びの支援</li> <li>・体験活動に対する支援</li> </ul> |
| <b>基本施策 3</b><br>子どもを受け止め、育<br>む環境づくり  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者への啓発や相談・支援体制の充実</li> <li>・いじめ、不登校、施設に関する取組</li> <li>・子どもが安全に安心して過ごすための地域づくり</li> </ul>   |
| <b>基本施策 4</b><br>子どもの権利侵害から<br>の救済     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利の侵害に関する相談及び救済</li> <li>・児童虐待への対応</li> <li>・権利侵害等に対する意識の啓発</li> <li>・深刻な育児不安を抱える保護者への支援</li> </ul>   |

#### ② 計画期間（特に平成 30 年度）の主な取組状況

| 項目  | 事業の内容   |
|---|---|
| 子どもの権利推進事<br>業<br>【子ども未来局子ど<br>も育成部】          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利について関心を高めるため、11月に「さっぽろ子どもの権利の日」事業として、「子どもの権利ポスター展」をアリオ札幌にて開催。ポスター展では、子どもの権利の絵本や子どもの権利の考え方を4コマまんがで紹介した「Kenri Book」のパネル展示も行った。</li> </ul>                           |
| 人権教育推進事業に<br>による研究の実施<br>【教育委員会学校教<br>育部】     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校で、権利条例の趣旨を踏まえた教育実践が行われるように、札幌市人権推進事業において、「子どもの権利に関する学習の研究」を実施した。また、小学校1校の研究推進校において研究内容についての公開事業を実施した。</li> </ul>   |
| 3まち子ども交流事<br>業<br>【子ども未来局子ど<br>も育成部】          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌市と同様に子どもの権利条例を制定している北海道奈井江町と長野県松本市、札幌市南区の子ども同士の交流事業として、「定山溪をもっと楽しく、もっとみんなに伝えたい！」をテーマにグループで話し合いを行い、地域のまちづくりへの提案・意見を直接伝える機会とした。</li> </ul>                              |
| 子どもの貧困対策の<br>取組<br>【子ども未来局子ど<br>も育成部】         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年3月に策定した「札幌市子どもの貧困対策計画」に基づき、同年8月から、子どもの相談支援に豊富な経験を持つ子どもコーディネーターが地域を巡回し、困難を抱える世帯に必要な支援につなぐ事業を実施した。平成30年11月からはコーディネーター3名、6区30地区を対象に実施し、年間で合計374件の相談対応を行った。</li> </ul> |
| LINEによる相談の試<br>行実施<br>【子ども未来局子ど<br>もの権利救済事務局】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利の侵害を受けた子どもの救済機関である「子どもアシストセンター」において、平成30年度に初めて、無料通信アプリ「LINE」による相談を、18歳未満の子どもを対象に約1ヶ月間試行実施し、38件の相談が成立した。</li> </ul>  |

### ③ 基本目標ごとの成果指標の達成状況

| 指標                                |  | 結果概要                                  |                |        |  |
|-----------------------------------|--|---------------------------------------|----------------|--------|--|
| ①子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境だと思う人の割合 | 状況   | 大人・子どもとも目標値を上回ることができた。                |                |        |  |
|                                   | 達成度  | 当初値                                   | 目標値            | H30 状況 | 出典   |
|                                   | 大人   | 54.9%                                 | 65.0%          | 72.6%  | 子どもに関する実態・意識調査（大人 N=1,589、子ども N=1,662）             |
|                                   | 子ども  | 59.3%<br>(H25)                        | 65.0%<br>(H31) | 70.8%  |  |
| 要因分析                              | ・子どもの参加・体験機会の促進やスポーツ・文化事業等の推進に対して一定の評価がされたものと受け止めている。                            |                                       |                |        |  |
| ②子どもの権利が守られていると思う人の割合             | 状況   | 大人は当初値と同水準と低迷しているが、子どもは目標値に近づくことができた。 |                |        |  |
|                                   | 達成度  | 当初値                                   | 目標値            | H30 状況 | 出典   |
|                                   | 大人   | 49.1%                                 | 65.0%          | 49.2%  | 子どもに関する実態・意識調査（大人 N=1,589、子ども N=1,662）             |
|                                   | 子ども  | 57.0%<br>(H25)                        | 65.0%<br>(H31) | 63.8%  |  |
| 要因分析                              | ・いじめや児童虐待等、全国各地の報道等による市民の関心が高い分野である。特に大人の割合が低く、いじめ・虐待等の権利侵害への懸念が引き続き大きいことがうかがえる。 |                                       |                |        |  |
| ③いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合    | 状況   | 中高校生は目標値を上回り、小学生も増加傾向にある。             |                |        |  |
|                                   | 達成度  | 当初値                                   | 目標値            | H30 状況 | 出典   |
|                                   | 小学生  | 92.1%                                 | 95.0%          | 93.5%  | 悩みやいじめに関するアンケート調査（小 N=89,117、中 N=41,413、高 N=6,509） |
|                                   | 中学生  | 82.2%                                 | 88.0%          | 88.1%  |  |
|                                   | 高校   | 80.7%<br>(H24)                        | 86.0%<br>(H31) | 87.9%  |  |
| 要因分析                              | ・子ども自身がより良い人間関係を築く活動（ピア・サポート）の取組や、スクールカウンセラーの児童生徒等への積極的な関わりが、改善につながっているものと考えられる。 |                                       |                |        |  |

### ④ 取組状況の自己評価及び今後の方向性

- ・「子どもの権利を大切にする意識の向上」や「子どもの意見表明・参加の促進」を図るために、さっぽろ子どもの権利の日事業や、他の権利条例制定自治体との連携事業を実施した。子ども未来局・教育委員会以外にも、市の複数の部局で子どもの参加を取り入れた事業の実施を行っており、子どもの権利の理念の広報・普及に一定の効果があったものとする。
- ・また、「子どもアシストセンター」では、より多くの子どもの声を拾うため LINE による相談を試行実施し、約 1 か月間で 38 件の相談が成立した。一方、実態意識調査の結果では、同センターの子ども認知度は低下傾向にあり（H25:77.1%⇒H30:62.1%）、救済機関としての広報を強化していく必要がある。
- ・このほか、子どもの貧困対策計画に基づく具体的事業として、子どもコーディネーターの設置を行い、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげる取組を実施するなど、相談支援体制の充実を図り、子どもを受け止め、育む環境づくりに努めてきた。
- ・以上の取組の効果もあり、成果指標の達成度は、概ね、市が設定する水準をクリアできたが、大人の「子どもの権利が守られているか」の結果は厳しい数値となっており、更なる子どもの権利の理解促進に努めるとともに、権利侵害からの救済の取組を推進していきたい。

(参考) 令和元年度の主な新規・レベルアップ事業

| 項目           | 事業の内容  |
|--------------|--|
| 子どもの権利推進     | ・令和元年度は権利条例の施行 10 周年となることから、子どもの主体的な参加に基づく周年事業を実施する中で、子どもたちがさっぽろ子ども未来プランへの意見を提案する場を設ける。            |
| 子どもの貧困対策推進   | ・困難を抱える子ども、家庭に対する相談支援体制の強化に向け、平成 30 年度より配置している「子どもコーディネーター」について、本年 8 月より 2 名増員し、計 5 名による相談支援体制とする。 |
| スクールカウンセラー活用 | ・いじめや不登校等の課題に対応する臨床心理の専門的知識を有するスクールカウンセラーの配置を拡充する。   |

⑤ 次期計画改定に向けた意見（子どもの権利委員会、子ども・子育て会議）

（子どもの権利委員会）

- ・子どもの権利の普及・啓発は、妊娠・出産の時期からしっかり行うことが必要。妊娠期や出生届、乳幼児健診の機会に区役所等での直接の働きかけを含めた啓発を行ってはどうか。
- ・子どもにとって友達の存在は大きく、ピア・サポートの取組など学校教育や様々な場面を通じて、子ども同士の相互理解や支え合いを進めることが重要。
- ・重層的な啓発活動のため、子育てサロンや民生委員児童委員の活動等もある地域ができることは多い。
- ・子どものくらし支援コーディネート事業は、世帯が抱える複層的な困難に対応していくためにも、人員等体制の拡大を検討していくべき。
- ・児童相談業務にはより多くの人員と専門性の向上が必要であり、他の様々な相談・支援機関の強化も行いながら、セーフティネットをよりきめ細かくしていくことが必要である。
- ・弱い立場に置かれがちな少数者の人権にいかに関わり添い、大切にすることを重視する観点が重要。

（子ども・子育て会議）

- ・乳幼児を子育て中の親たちへの子どもの権利への認知度が低いことから、子どもの権利に関する理解の促進のために、子どもの権利条例乳幼児編（出産から 8 歳まで）を作成するべき。
- ・「子どもコーディネーター」について、先生や児童館、民生主任児童委員、子育て支援団体などとの連携もできることから、わかりやすく周知するべき。子どもコーディネーターは、利用実績からすると、最低限 1 区 1 人、10 人は必要ではないか。
- ・アシストセンターの LINE 相談は、SNS を活用した良い取組みであり、紙媒体以外での周知手法を工夫してほしい。

① 基本施策の構成とプランの掲載内容

| 基本施策                            | 施策の主な内容   |
|---------------------------------|---|
| 基本施策 1<br>働きながら子育てしやすい環境の充実     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の定員増・認定こども園への移行など保育施設・事業の整備</li> <li>・延長保育、病後児デイサービスなど多様な保育サービスの提供</li> <li>・児童クラブ等における留守家庭への支援</li> <li>・ワーク・ライフ・バランスの推進</li> </ul> |
| 基本施策 2<br>親子の健康を支える相談・支援の充実     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦支援相談など安心して妊娠・出産できる環境の整備</li> <li>・母子保健訪問指導事業など親子の健康を支える環境の整備</li> <li>・思春期の心と体の健康づくりの支援</li> </ul>                                    |
| 基本施策 3<br>子育て家庭に対する相談・支援の充実     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における子育て支援</li> <li>・経済的な支援</li> </ul>   |
| 基本施策 4<br>子どもと子育て家庭が暮らしやすい環境の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの安全・安心を確保する地域づくり</li> <li>・子育てに適した生活空間の整備</li> </ul>   |

② 計画期間（特に平成 30 年度）の主な取組状況

| 項目                                       | 事業の内容   |
|--|---|
| 待機児童解消に向けた認可保育所等の整備<br>【子ども未来局子育て支援部】    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度に保育所等の定員を 1,400 人以上拡大するとともに、幼稚園の一時預かりの実施を 22 園増加させるなど、多様な保育サービスの充実に努めた。その結果、国定義の待機児童は、昨年同時期に引き続き 2 年連続で、本年 4 月時点でゼロとなった。</li> </ul>   |
| 子育てママ再就職支援事業・女性社員の活躍応援事業<br>【経済観光局雇用推進部】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年 10 月に、就労と保育の相談を一体的に行うことができる、「女性の多様な働き方支援窓口（愛称：ここシェルジュ SAPPORO）」を札幌エルプラザ内に開設し、就労相談や市内保育所の情報提供、就労や育児に関する不安を解消するセミナー、再就職に向けた職場体験等を実施した。</li> <li>・市と商工会議所が連携し、女性の雇用や定着などを課題とする企業に、社会保険労務士等の専門家を派遣したほか、女性活躍推進に向け、企業の参考となるロールモデル事例集を作成のうえ、報告会を実施した。</li> </ul>   |
| 厚別区保育・子育て支援センターの整備<br>【子ども未来局子育て支援部】     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区における子育て支援の拠点となる「区保育・子育て支援センター」の全区設置に向け、9 区目となる「札幌市厚別区保育・子育て支援センター（愛称：ちあふる・あつべつ）」の新築工事を平成 30 年度に行った。（平成 31 年 4 月 1 日に開設。）</li> <li>※保育所定員 60 名、子育てサロンや子育て支援相談は他区同様月～土まで実施。</li> </ul>  |
| 子ども一時預かりサービスの事前利用登録一元化<br>【子ども未来局子育て支援部】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年 10 月より、別々の場所で会員登録手続きが必要であった、以下の 3 つの子ども一時預かりサービス事業について、一元的な事前利用登録の受付窓口を 3 区（北区・東区・白石区）に設置した。</li> <li>●さっぽろ子育てサポートセンター事業（略称：子サポ。子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）が会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支援する仕組み。保育園の送迎など日常的な子どもの預かり対応する。）</li> <li>●こども緊急サポートネットワーク事業（略称：緊サポ。子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）が会員組織をつくり、</li> </ul> |

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
|                                     | <p>子どもの急な病気や保護者の残業などに、病気や緊急時の預かりを行うもの。)</p> <p>●病後児デイサービス事業（病気回復期にある子どもを市内の医療機関に敷設された施設で預かる事業。6か所で実施。）</p> <p>※上記実施の効果として、ファミサポ・緊サポ事業の依頼会員数は約1,700人増加した。(29年度9,058人⇒30年度10,756人)</p> |
| 子ども医療費助成制度の拡充<br>【保健福祉局保険医療部】       | <p>・「入院」に係る医療費は小・中学生において自己負担分を助成しているが、「通院」に係る医療費について、未就学児まで助成していたものを、平成30年度より小学校1年生までに助成対象を拡大した。</p>   |
| 札幌市高等学校生徒等通学交通費助成事業<br>【教育委員会学校教育部】 | <p>・平成30年4月より、札幌市内に居住し、公共交通機関を利用して石狩管内（札幌市を含む8市町村）の高等学校等に通う生徒に、通学に要する交通費のうち基準額（1か月の通学定期券の購入金額が13,000円以上）を超える場合に、その額の1/2を助成する制度を開始した。</p>   |
| 安全で安心な公共空間整備促進事業<br>【市民文化局地域振興部】    | <p>・平成30年度から町内会が設置する防犯カメラに対して、その機器代及び設置費用を補助する制度を実施し、子どもの見守りを含めた安全・安心なまちづくりを促進している。平成30年度は、説明会の実施や出前講座によって周知し、69台の防犯カメラが町内会によって設置された。</p>  |

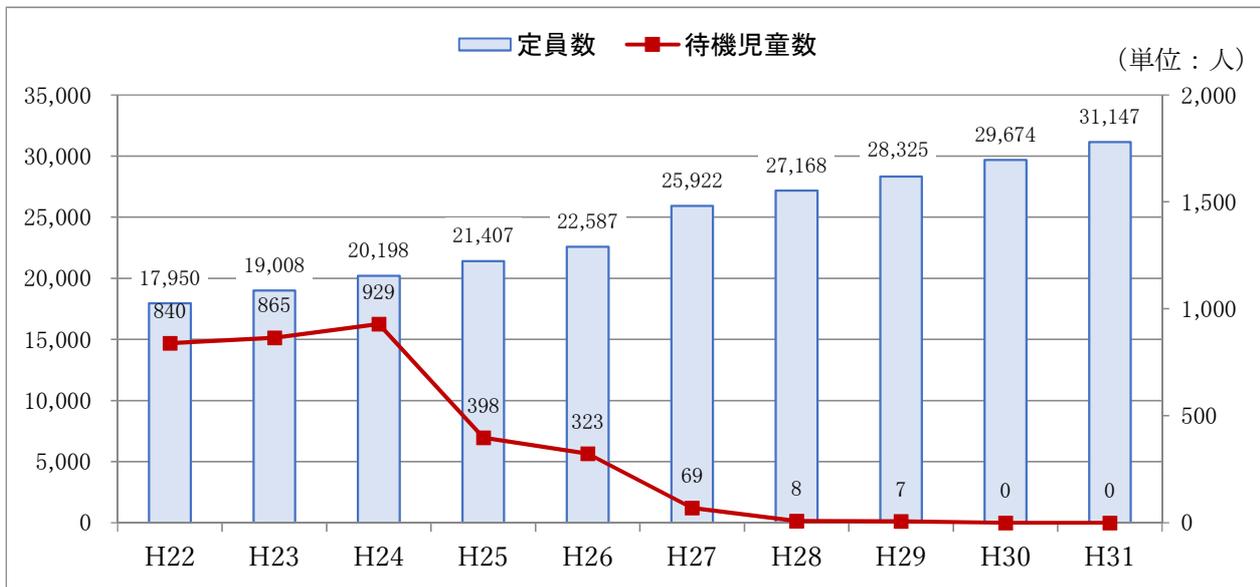
### ③ 基本目標ごとの成果指標の達成状況

| 指標   |      | 結果概要   |                |                |                                |
|--|------|--|----------------|----------------|--------------------------------|
| ①仕事と生活の調和が取れていると思う人の割合                               | 状況   | 当初値同水準と低迷しており、目標の達成は厳しい状況。   |                |                |                                |
|  | 達成度  | 当初値  | 目標値            | H30 状況         | 出典                             |
|  |      | 48.6%<br>(H25)   | 65.0%<br>(H31) | 47.1%          | 札幌市指標達成度調査<br>(N=1,447)        |
|  | 要因分析 | ・就労する女性の増加に伴い、子育てと仕事の両立に悩みを抱える方が増加するなどニーズが多様化しており、数値が伸び悩んでいると考えられる。  |                |                |                                |
| ②希望に応じた保育サービスを利用することができた人の割合                         | 状況   | 当初値からは増加傾向にあるが、目標の達成は厳しい状況。  |                |                |                                |
|  | 達成度  | 当初値  | 目標値            | H30 状況         | 出典                             |
|  |      | 63.9%<br>(H25)   | 80.0%<br>(H31) | 67.3%          | 札幌市指標達成度調査<br>(N=149)          |
|  | 要因分析 | ・上記同様、就労希望者の増加に伴い、希望に応じた保育サービスの利用が適わなかった人がおり、僅かな数値の伸びにとどまっていると考えられる。   |                |                |                                |
| ③妊娠・出産や子育ての悩みについて相談相手や情報収集手段があり、相談等により不安が軽減されている人の割合 | 状況   | 測定開始 (H27:60.2%) から上昇を続けており、目標達成は可能。   |                |                |                                |
|  | 達成度  | 当初値  | 目標値            | H30 状況         | 出典                             |
|  |      | —<br>(H25)   | 60.2%<br>(H27) | 60.0%<br>(H31) | 81.6%<br>札幌市指標達成度調査<br>(N=350) |
|  | 要因分析 | ・家族や友人・知人による子育てへのサポート等が充実しているものと考えられる。また、子育て情報に特化したホームページやアプリの開設、こそだてインフォメーションによる相談窓口の機能強化も一定の評価があったものと受け止めている。一方、2割程度の方は相談相手や情報収集手段が無い、不安軽減ができていないという結果であり、行政による支援の充実が必要。 |                |                |                                |

#### ④ 取組状況の自己評価及び今後の方向性

- ・「働きながら子育てしやすい環境の充実」を目指して、多様化する保育ニーズに対応するため保育所等の定員増や既存施設の認定こども園化による供給量の拡大に努めてきた。その結果、平成31年度の待機児童数は、国定義では2年続けて0を達成することができた（図1参照）。一方、国定義以外を含む、いわゆる潜在的な待機児童は一定数いることから、引き続き認可保育所の整備のほか、保育人材の確保等の取組を進める必要がある。
- ・就労する女性への支援の充実として、市内中心部に「ここシェルジュ SAPPORO」を開設し、就労相談等を通して、女性一人一人の希望に合った働き方の実現をサポートした。このほか、企業経営者を対象としたセミナーや、育児休業取得者が生じた企業への助成事業等も継続して実施した。
- ・このほか、「子育て家庭に対する相談・支援の充実」としては、気軽に子育て相談ができる窓口「こそだてインフォメーション」に、一時預かりサービス3事業の事前登録受付窓口を3区で設置し利便性の向上を図ったほか、市民からのニーズが高い「経済的支援」面では、通院の医療助成制度の助成対象の拡大、高等学校生徒等への通学交通費補助制度等を開始した。
- ・以上のとおり、国定義の待機児童数をゼロにするなどの成果はあったものの、就労する女性の増加等が要因となり、約半数が「仕事と生活の調和が取れていない」と答える状況にあり、引き続き、保育を望む保護者が安心して必要なサービスを受けられるための保育環境の整備や、市の関係部局が連携のうえ企業への働きかけを強化するなど、子育て支援に関する様々な取組を進めていきたい。

図1 「認可保育所等の定員数と待機児童数」(各年4月)  
(資料:札幌市子育て支援部)



※1 27年以降の定員数は、認可保育所のほか認定こども園、地域型保育事業を含む。

※2 求職活動をしている世帯に関する取扱いについては、厚生労働省通知に基づき、保護者が主に自宅で求職活動をしている場合、25年から待機児童に計上していなかったが、27年から求職活動を休止している場合以外は全て待機児童に計上している。

(参考) 令和元年度の主な新規・レベルアップ事業

| 項目                     | 事業の内容   |
|------------------------|---|
| 私立保育所等整備関連             | ・私立保育所の整備、認定こども園への移行、地域型保育事業所の整備等により、令和元年度で合計2,000件を超える保育定員増を目指す。 |
| 幼稚園での一時預かり             | ・幼稚園において実施する一時預かり事業について、令和元年度から一部園にて2歳児の受入れを開始。                   |
| 子ども一時預かりサービスの事前利用登録一元化 | ・ファミサポ・緊サポ等の子ども一時預かりサービスの事前利用登録一元化について、令和元年10月より、3区から10区に拡大する。    |
| 子ども医療助成                | ・令和元年度より、「通院」に係る医療費について、小学校1年生から2年生までに助成対象を拡大する。                  |

⑤ 次期計画改定に向けた意見（子ども・子育て会議）

(子ども・子育て会議)

- ・希望する保育サービスを受けられないという市民の声にもっと耳を傾け、望まれるサービスをどう提供していくのかを考える必要がある。例えば、地域型保育事業の整備では、札幌市からの補助対象規模が定員数の限った保育園であるが、もっと柔軟に対応することで、より利便性の高い保育園が設置でき、ニーズにあった対応ができるのではないかと。
- ・企業主導型の保育園は、定員を満たさない園が多数あるが、その理由に「保育の質」への不安があり、預ける親と働く保育士双方に大きく不安が存在する。市は、保育の質の向上に向けて積極的にアプローチし、市民の保育ニーズに見合った保育園へと成長させてほしい。
- ・子育て中のストレスの解消に向け、子どもを預ける事への批判がまだあることを受け止め、2歳まで数時間使用できる託児券の配布を提案する。また、保護者のストレスを抱えるものへの対応として、「札幌版ホームスタート」の導入を望む。
- ・地域子育て支援拠点事業では、孤立予防、産後うつ予防、虐待予防につながるため、中学校区に1カ所ある拠点を生かし、妊娠中から「ひろば」に参加することが有効である。
- ・働きながらの子育てには、職場や住居に近い場所で保育園を探す方がすごく多い。無理をして働きたくはないし、無理をして子育てをするのも大変であり、負担のかからない子育てができるように、各家庭のライフスタイルを見て保育できるようにしていただきたい。
- ・実態調査の結果、頼れる人がいない方が一定数おり、夜中に何かがあった際の対応できる機能の検討が必要である。また、ワンストップで子育て悩みに対応してほしいニーズが高く、母子保健や保育、障がいといった分野ごとで分断されるのではなく、「子育て世代包括センター」の機能を充実させて対応すべきである。
- ・教育・保育の質の向上について、保育所の自己努力だけでは、特に、認可外保育所においては、質の向上への取組みは難しい現状である。
- ・ニーズ調査の結果にあるように、子どもの遊び場、プッシュ型の情報発信が不足しており、工夫が必要である。
- ・女性の就労の増加に伴い、病気時の対応として、「さっぽろ子育てサポートセンター」の機能が拡大されると、保護者は安心である。
- ・働く方が子どもを生み育てやすい職場環境となるよう、経営層等の意識改革を望む。保育所等子どもに関わる職場に関しては特に重視してほしい。

① 基本施策の構成とプランの掲載内容

| 基本施策                            | 施策の主な内容  |
|---------------------------------|--|
| 基本施策 1<br>幼児期の学校教育・保育の質の向上      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育の質の向上</li> <li>・認可外保育施設立入調査（巡回指導）</li> <li>・市立幼稚園研究実践の推進と発信 等</li> </ul>            |
| 基本施策 2<br>充実した学校教育等の推進          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「さっぽろっ子「学ぶ力」の育成プラン」の推進</li> <li>・札幌らしい特色ある学校教育の推進</li> <li>・進路探求学習の充実 等</li> </ul>       |
| 基本施策 3<br>子どもの健やかなそだちを支援する環境の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供</li> <li>・多様な体験機会の提供</li> <li>・子どもを取り巻く有害環境対策の推進</li> </ul>          |
| 基本施策 4<br>社会的自立が困難な若者への支援体制の充実  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校卒業者等進路支援事業</li> <li>・困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実</li> <li>・市立大通高等学校の支援 等</li> </ul> |

② 計画期間（特に平成 30 年度）の主な取組状況

| 項目   | 事業の内容   |
|--|---|
| 教育・保育の質の向上に関する事業<br>【子ども未来局子育て支援部】             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの育ちを支援する者の資質・専門性の一層の向上に向け、「保育センター」等において、保育所の職員等を対象に 60 回を超える各種研修を開催。教育委員会と連携し、それぞれが所管する研修会に相互に参加対象としている。</li> </ul>  |
| 算数に一ごうプロジェクト事業<br>【教育委員会学校教育部】                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題探究的な学習の充実の一環として学習の意欲や論理的思考力を高めることをねらいとし、小学校高学年の算数を対象に、25 人程度の小人数による指導を平成 30 年度からすべての小学校で実施した。また、カリキュラム委員会を設置し、各校における効果的な取組をまとめた資料を全教職員に配布することで、事業についての一層の理解を促した。</li> </ul>   |
| 放課後児童クラブの過密化の解消<br>【子ども未来局子ども育成部】              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミニ児童会館や新型児童会館（小学校等と併設した児童会館）において、小学校の余裕教室等の積極的な活用により、放課後児童クラブの過密化の解消に努めている。平成 30 年度は、児童会館及びミニ児童会館の専用区画面積拡大を行い、13 か所の過密化解消に繋がった。</li> </ul>  |
| さっぽろっ子ウィンタースポーツ料金助成事業<br>【スポーツ局スポーツ部】          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちがウィンタースポーツに親しめるよう、スキー場でのスキー学習が始まる市内の小学校 3 年生に 1,000 円分のリフト料金を助成するほか、学校の体育授業では学習機会のないスケートについては、札幌市内全小学生を対象に夏期と冬期に 1 回ずつ、300 円分のスケート貸靴料金を助成するクーポン券を配付している。</li> <li>・平成 30 年度に、スケート貸靴助成券の配付対象をこれまでの小学 3 年生から全小学生を対象を拡大したことに伴い、スキー・スケート助成券利用者の合計が 29 年度 3,844 人から 30 年度 9,024 人と大幅に増加した。</li> </ul> |
| 困難を有する若者への相談支援・支援機関ネットワークの充実<br>【子ども未来局子ども育成部】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり地域支援センターにおいて、電話、来所、メール相談のほか、家庭訪問等の訪問型支援や年 40 回の出張相談を実施した。また、集団型支援拠点づくりを試行的に実施し、ひきこもり当事者向け交流会及び家族向け交流会を年各 9 回開催するなど、若者支援施設の中核である札幌市若者支援総合センターを拠点として、若者の社会的自立に向けた総合的な支援を行った。</li> </ul>  |

### ③ 基本目標ごとの成果指標の達成状況

| 指標  |   | 結果概要                                       |                |        |   |
|---|---|--|----------------|--------|---|
| ①子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境だと思う人の割合【再掲】       | 状況  | 大人・子どもとも目標値を上回ることができた。                     |                |        |   |
|   | 達成度   | 当初値  | 目標値            | H30 状況 | 出典  |
|   | 大人  | 54.9%                                      | 65.0%          | 72.6%  | 子どもに関する実態・意識調査（大人 N=1,589、子ども N=1,662）  |
|   | 子ども   | 59.3%<br>(H25)                             | 65.0%<br>(H31) | 70.8%  |   |
| 要因分析  | ・子どもの参加・体験機会の促進やスポーツ・文化事業等の推進に対して一定の評価がされたものと受け止めている。                                   |  |                |        |   |
| ②難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している子どもの割合               | 状況  | 小学生は目標に到達、中・高校生もほぼ目標に到達している。               |                |        |   |
|   | 達成度   | 当初値  | 目標値            | H30 状況 | 出典  |
|   | 小6  | 71.2%                                      | 76.0%          | 77.3%  | 教育委員会全国学力・学習状況調査（小中）・独自調査（高）（小：N=14,761、中：N=13,182、高：N=2,080）※H30は小中についても独自調査。小5中2を対象に実施。 |
|   | 中3  | 65.7%                                      | 72.0%          | 71.4%  |   |
| 高2  | 61.0%<br>(H25)  | 67.0%<br>(H31)                             | 66.2%          |        |   |
| 要因分析  | ・小中学校は「学ぶ力」育成プログラムや課題探究的な学習を取り入れた授業の改善、高校は生徒が主体的・協働的に学びを深められる授業の充実により数値の上昇に繋がっているものと認識。 |  |                |        |   |
| ③困難を有する若者が自立に向けて支援機関を利用し、職業訓練への参加や進路決定をした割合 | 状況  | 当初値からは数値が上昇し、目標値に近づくことができた。                |                |        |   |
|   | 達成度   | 当初値  | 目標値            | H30 状況 | 出典  |
|   |   | 46.5%<br>(H25)                             | 60.0%<br>(H31) | 55.4%  | 札幌市子ども育成部   |
|   | 要因分析  | ・雇用改善や若者支援センター等による相談支援により、数値が上昇傾向にあるものと認識。 |                |        |   |

### ④ 取組状況の自己評価及び今後の方向性

- ・「幼児期の学校教育・保育の質の向上」については、子ども未来局が「保育センター」、教育委員会が「幼児教育センター」において、それぞれ連携のうえ各種研修等を実施しているほか、認可外保育施設等に対し立入調査による施設の状況確認、改善指導等を実施している。
- ・また、教育委員会では、学校と家庭とが連携して子どもの学ぶ意欲を向上させ、習慣作りを行うため、「さっぽろっ子『学び』のススメ」フォーラムを開催したり、市立札幌開成中等教育学校における国際バカロレアのプログラムを活用した新たな課題探究的な学習モデルについて他の市立学校と共有したりするなど、充実した学校教育の推進に向けた取組を進めている。
- ・このほか、子ども未来局のほか、文化部・スポーツ部等で多様な体験機会を充実させたほか、ひきこもりに関しては、ひきこもり状態にある本人及びその家族の交流の場と位置付け集団型支援拠点「よりどころ」を平成30年度より試行開設している。
- ・以上のとおり、幼児期から学校教育期、自立が必要な若者など、各段階での取組を進めており、引き続き、次代を担う子ども・若者が健やかに育つうえでの環境整備に努めていく。

(参考) 令和元年度の主な新規・レベルアップ事業

| 項目                  | 事業の内容   |
|---------------------|---|
| 保育士等支援              | ・保育士確保・就労継続支援に向け、保育支援者の配置に要する経費の一部補助、一定期間勤続した保育士に一時金給付、宿舍借り上げ時の経費補助、パートタイム保育士の配置に要する費用の一部補助等を行う。また、中高生やその保護者を対象に保育士の仕事のイメージアップを図る取組を行う。 |
| 非常用電源設置補助           | ・災害発生時における保育所等の電源を確保するための非常用電源用蓄電池の整備時に補助を行う。   |
| 児童会館整備              | ・新型児童会館の整備を3か所進めるなどして、児童クラブの過密化解消への対策を図る。   |
| さっぽろっ子ウインタースポーツ料金助成 | ・これまで小学3年生を対象に行っていたスキー場リフト料金の助成対象を小学4～6年生にも拡充   |

⑤ 次期計画改定に向けた意見（子ども・子育て会議）

（子ども・子育て会議）

- ・児童虐待の予防において、妊娠期や出産期など母親との信頼関係を築く機会が重要である。そのキーワードは「地域」「人」であり、官民が連携し支援する体制作りが急務である。
- ・金銭的や距離的な理由で、フリースクールや支援施設に通うことが困難な子どもへの対応が必要である。フリースクール事業は、学校内外でどこにも相談ができない方が一定数いることを念頭にした目標値を設定し、「つながるためのサポート」がどうあるべきか検討してほしい。
- ・基本目標ごとに事業が並ぶが、縦割りとなっており、どういう体制で有機的に実行するかという視点に欠ける。例えば、子どもコーディネーターと学校スクールソーシャルワーカーの関係、拠点の関係などを、全市では広すぎるので、例えば中学校区などを念頭に、横の観点での計画策定を検討すべきである。

① 基本施策の構成とプランの掲載内容

| 基本施策                                  | 施策の主な内容  |
|---------------------------------------|--|
| 基本施策 1<br>社会的養護の取組の充実                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・里親やファミリーホーム拡充等を通じた家庭的な養育環境の整備</li> <li>・子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施</li> <li>・施設に入所している子への学習・就労支援 等</li> </ul> |
| 基本施策 2<br>障がいのある子ども・発達が気になる子どもへの支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期における早期発見・早期対応</li> <li>・サービス提供体制の充実</li> <li>・学校教育・保育等における支援体制</li> </ul>                            |
| 基本施策 3<br>ひとり親家庭への支援の充実               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭等日常生活支援事業</li> <li>・ひとり親家庭学習支援ボランティア事業</li> <li>・ひとり親家庭就業機会創出事業 等</li> </ul>                         |

② 計画期間（特に平成 30 年度）の主な取組状況

| 項目                                   | 事業の内容  |
|--------------------------------------|--|
| 里親制度促進事業<br>【子ども未来局児童相談所】            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発事業、委託推進事業に加え、平成 30 年度から、未委託の里親に子どもを委託された際に直面する様々な事例に対応する里親トレーニング事業を開始。未委託里親向け研修は、34 組の里親が参加し、そのうち 8 組の里親へ児童が委託された。</li> </ul>  |
| 校内における子どもの支援体制の充実<br>【教育委員会学校教育部】    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な教育的支援を必要とする子どもに対する校内支援体制の充実を図るため、介助アシスタント（肢体不自由の児童生徒に対する身体介助を専門に行う）や学びのサポーターの配置を行った。</li> <li>▶ 活用校数：小学校 202 校、中学校 83 校、高等学校 3 校</li> <li>▶ 支援対象児童生徒数：1,485 人</li> <li>▶ 活用可能時間数：1 校当たり 700.0 時間（前年度より 58.4 時間増）</li> </ul>   |
| 居宅訪問型児童相談支援<br>【保健福祉局障がい保健福祉部】       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外出することが困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を平成 30 年 4 月から開始した。</li> <li>▶ 実利用人数：4 人、利用日数：10 日</li> </ul>  |
| ひとり親家庭の目線に立った広報の展開<br>【子ども未来局子育て支援部】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年 3 月に「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、その基本目標に定めた「利用者目線に立った広報の展開」に基づき、気軽に手に取ってもらえるよう 4 コマ漫画などを交えた支援制度案内チラシを作成し、児童扶養手当の現況届に同封したほか、関係窓口等に配架した。また、「ひとり親家庭になったばかりの方」を対象に、離婚届の受付窓口等で配布する「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」を作成した（平成 31 年度 4 月完成）。</li> <li>・そのほか、ひとり親家庭向けのイベント「シングル・ママ&amp;パパ スマイル festa」で、各種支援制度を紹介するなど、支援を必要とする方に必要な情報を得やすくする広報の展開に努めた。</li> </ul> |

### ③ 基本目標ごとの成果指標の達成状況

| 指標                                    |          | 結果概要  |                         |                |                                  |
|---------------------------------------|----------|---|-------------------------|----------------|----------------------------------|
| ①市内社会的養護体制における「家庭的養育環境」の割合            | 状況       | 目標値を上回ることができた。  |                         |                |                                  |
|                                       | 達成度      | 当初値   | 目標値                     | H30 状況         | 出典                               |
|                                       |          | 34.8%<br>(H25)  | 45.0%<br>(H31)          | 70.0%          | 札幌市児童相談所                         |
|                                       | 要因分析     | ・乳児院の小規模化推進、里親委託制度の着実な実施により、平成 27 年度には目標を既に達成 (H27:52.9%)、それ以後も整備を続けている。                  |                         |                |                                  |
| ②障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合 | 状況       | 目標値からは相当乖離している状況。   |                         |                |                                  |
|                                       | 達成度      | 当初値   | 目標値                     | H30 状況         | 出典                               |
|                                       |          | —<br>41.7%<br>(H27)   | 60.0%<br>(H31)          | 20.0%          | 札幌市指標達成度調査<br>(N=10)             |
|                                       | 要因分析     | ・数値は低迷しており、複雑・多様化するニーズに更にきめ細かく対応することが必要。<br>・なお、母数が極端に少ないため、次期プランでは調査手法や指標設定について見直しを検討する。 |                         |                |                                  |
| ③今後の生活（経済的・子育て等）に不安のある母子・父子家庭の割合      | 状況       | ほぼ目標値に近づくことができた。  |                         |                |                                  |
|                                       | 達成度      | 当初値   | 目標値                     | H30 状況         | 出典                               |
|                                       | 母子<br>父子 | 94.0%<br>91.2%<br>(H24)   | 80.0%<br>80.0%<br>(H29) | 80.2%<br>77.8% | 札幌市指標達成度調査<br>(母子 N=76, 父子 N=45) |
|                                       | 要因分析     | ・ひとり親への各種支援事業等の実施による効果はあるものと認識。<br>・なお、母数が少ないため、次期プランでは調査手法や指標設定について見直しを検討する。             |                         |                |                                  |

### ④ 取組状況の自己評価及び今後の方向性

- ・「社会的養護の取組の充実」としては、里親制度の促進のほか、18歳到達等により児童養護施設等の入所や里親委託を解除された者のうち、22歳に達する日の年度の末日まで、必要に応じて継続支援を行うことで、将来の自立に結びつける事業等を実施している。
- ・児童相談件数としては、虐待対応分を含め増加傾向が続いており（図2参照）、今後札幌市では、児童相談所の市内2所体制の検討や、第3次児童相談体制強化プランの策定などの検討を進めていく。
- ・「障がいのある子ども等への支援の充実」としては、特別な教育的支援を必要とする子どもに対し、学校生活上必要な支援を行う「学びのサポーター」の活用を進め、前年度より活用可能時間を1校当たり約58時間増加させたほか、外出することが困難な障がい児に対する居宅訪問を通して日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う事業を平成30年度から開始した。
- ・「ひとり親家庭への支援の充実」としては、札幌市ひとり親家庭等自立促進計画に基づき、生活支援や就業支援に取り組んだ。
- ・以上に加え、基本目標1でも記載のとおり、子どもの貧困に応じた基本計画の策定やコーディネーターを配置する取組などを新たに実施しているが、今後も、複雑・多様化する配慮を要する子どもへの支援の充実に努めていくことが必要である。

**図2 「児童相談件数の推移」**  
**(資料:札幌市児童相談所)**

(単位:件)

| 年度<br>相談先                | H22<br>(※2)    | H23<br>(※3)    | H24            | H25            | H26                      | H27                      | H28                      | H29                      | H30                      |
|--------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| A 児童相談所<br>(うち児童虐待<br>分) | 5,437<br>(478) | 5,158<br>(437) | 5,041<br>(435) | 5,228<br>(402) | 5,814<br>(1,159)<br>(※4) | 6,574<br>(1,480)<br>(※4) | 6,735<br>(1,798)<br>(※4) | 7,011<br>(1,913)<br>(※4) | 7,477<br>(1,885)<br>(※4) |
| B 区役所<br>(うち児童虐待<br>分)   | 1,713<br>(208) | 2,034<br>(432) | 1,983<br>(264) | 2,492<br>(251) | 2,860<br>(232)           | 2,786<br>(160)           | 2,586<br>(232)           | 2,848<br>(179)           | 3,284<br>(232)           |
| A・Bの合計<br>(うち児童虐待<br>分)  | 7,150<br>(686) | 7,192<br>(869) | 7,024<br>(699) | 7,720<br>(653) | 8,674<br>(1,391)         | 9,360<br>(1,640)         | 9,321<br>(2,030)         | 9,859<br>(2,092)         | 10,761<br>(2,117)        |

※1 ( )は児童虐待認定件数

※2 22年度は、各区に児童虐待通告に対応する担当職員を配置

※3 23年4月に、各区役所に家庭児童相談室を設置

※4 26年度から、児童のいる場での夫婦間DV等の面前DVに伴う心理的虐待についても、法の趣旨に即して認定した。25年度までは、調査を実施したうえで、一過性のもや既に別居・離婚により児童の安全が確保されている場合などは認定していない。なお、面前DVを除いた参考値は26年度が623件、27年度が794件、28年度が982件、29年度980件、30年度982件。

**(参考) 令和元年度の主な新規・レベルアップ事業**

| 項目        | 事業の内容   |
|-----------|---|
| 社会的養護自立支援 | ・里親委託や施設入所等の措置を受けていた18歳から22歳の方への自立に向けた継続的な支援の一環として、新たに、支援コーディネーターを配置し、継続支援計画に基づく支援状況の把握、生活状況の変化等に対応するほか、対象者の生活相談等を実施する。 |
| 医療的ケア児等支援 | ・公立保育園(ちあふる)1園にて、看護師を配置のうえ、医療的ケアの必要な児童を受け入れる環境を整備する。  |

**⑤ 次期計画改定に向けた意見(子ども・子育て会議)**

(子ども・子育て会議)

- ・「さっぽろ障がい児福祉計画」の重点取組に、障がい児保育の実施と障がい児保育巡回指導、放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れについての記載があり、次期プランでは、同計画との整合性が必要。また、児童養護体制の箇所は、障害児入所施設も社会的養護の必要な子どもを多く受け入れていること念頭に、部局の連携の中、計画を策定すべき。
- ・養育者が病気や精神疾患で預かる場所(ショートステイ)が現在の6カ所では不足であり、各区に1カ所は必要である。
- ・ひとり親への支援として、児童扶養手当申請の面談時を活用して、何に困っているか生活状況を聞いたり、具体的な事業の説明を行うなどしたりすると良い。